

- 3 就学援助費については、合併時に統一できるよう調整する。
- 4 就園奨励費補助については、平成18年度から統一できるよう調整する。
- 5 豊浜町育英資金の貸付制度については、合併時に廃止する。ただし、償還については現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 6 スクールバス等の運行については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 7 中学校新入生ヘルメット購入補助については、合併時に統一する。
- 8 児童及び生徒の校外活動費補助については、現行のとおり引き継ぎ、助成金額については、新市において再編調整する。
- 9 中学校生徒海外研修については、現行のとおり引き継ぎ、新市において再編調整する。
- 10 姉妹町村少年交流については、現行のとおり引き継ぎ、新市において検討する。

23-23 学校等の通学区域関係

通学区域及び通園区域については、現行のとおり引き継ぎ、新市において必要に応じて調整する。

23-24 学校給食関係

- 1 給食費の額及び会計処理方式については、平成18年度から統一する。
- 2 学校給食調理施設及び調理方式については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 3 学校給食関係団体については、合併時に統合できよう調整する。

23-25 生涯学習関係

- 1 生涯学習施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 2 生涯学習施設の管理・運営については、当分の間現行のとおりとし、地域のサービスの低下を招かないよう新市において調整する。
- 3 生涯学習関係施設の使用料については、当分の間現行のとおりとし、新市において調整する。
- 4 生涯学習関係事業については、現行のとおり引き継ぎ、新市において調整する。

- 5 生涯学習関係団体については、合併時に統合できるよう調整に努める。
- 6 生涯学習関係団体への補助金については、新市において統一する方向で調整する。

23-26 人権・同和教育関係

- 1 人権教育及び人権啓発の推進を図る組織体制については、現行のとおり引き継ぎ、新市において再編統一する。
- 2 人権・同和教育施策については、現行のとおり引き継ぎ、新市において調整する。
- 3 人権・同和教育資料等については、現行のとおり引き継ぎ、新市において統一を図る。

23-27 文化振興関係

- 1 1市2町の指定文化財については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 2 文化振興事業については、現行のとおり引き継ぎ、新市において調整する。
- 3 文化振興関係団体については、次のとおり取り扱うものとする。
 - (1) 文化協会については、合併時に統合できるよう調整に努める。
 - (2) 文化財保護協会については、合併時に統合できるよう調整に努める。
 - (3) 保存会等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 4 文化振興関係団体への補助金については、新市において統一する方向で調整する。

23-28 競輪事業関係

競輪事業関係については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

23-29 土地開発公社関係

大野原町土地開発公社及び豊浜町土地開発公社については、合併の日の前日までに解散し、その財産を観音寺市土地開発公社に譲渡する。